

住宅用火災警報器 取付支援事業のご案内

住宅用火災警報器を設置しましょう！

— あなたと家族の命を守るために —

住宅用火災警報器の設置は「消防法」の改正により

【新築住宅⇒2006年(平成18年)6月1日から義務】

【既存住宅⇒2011年(平成23年)6月1日までに義務】

火災による死者の多くは住宅火災で発生しており、早期発見のためには住宅用火災警報器が欠かせません。ご家族の命を守るため、設置と定期的な点検をお願いします。

三浦消防署では「住宅用火災警報器取付支援事業」を実施しています



1 支援の内容

消防職員がご家庭に伺い、「住宅用火災警報器の取り付け」「古い警報器の交換」をお手伝いします。高い場所での作業が不安な方も、安心してご利用ください。

<お願い> 住宅用火災警報器の本体は、ご家庭でご用意ください。



2 支援対象となる世帯(三浦市内にお住まいの方が対象となります)

- (1) 65歳以上の高齢者のみの世帯
- (2) 障がい者手帳をお持ちの方がいる世帯
- (3) 三浦消防署長が設置困難と認めた世帯

※訪問するのは消防職員です。

※取付は無料となります。



3 お手続き方法

「住宅用火災警報器取付等支援申請書兼承諾書」の**免責事項・留意事項**をご確認のうえ、必要事項を記入して三浦消防署へ提出してください。

ご不明な点があれば、お気軽にお問い合わせください。

住宅用火災警報器は“**10年**が**交換の目安**”です。

電池切れや機器の劣化により作動しないケースが増えています。

設置から**10年以上経過**している場合は交換をご検討ください。



申請書はこちらの二次元コードから
ダウンロードできます

お問い合わせ先
横須賀市三浦消防署防火防災係
電話 046-884-0122(直通)
FAX 046-884-0124